平成２９年（フ）第８９２号
東京都葛飾区金町５丁目29―24　吉川方
債務者　齊藤江久子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０２号
東京都豊島区南大塚３丁目１―12―805
債務者　森川かおり（旧姓小枝）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０６号
東京都武蔵野市吉祥寺南町５丁目３―14　ロワール吉祥寺Ａ203
債務者　田中舘千春
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８号
東京都板橋区南町49―３―203
債務者　葛迫　裕喜
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０９号
東京都豊島区長崎２丁目27―８―107
債務者　伊藤　悠二
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２３号
東京都豊島区西池袋４丁目39―15―301
債務者　大村　典久
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４号
静岡県藤枝市時ケ谷387番地の17　コーポふじ101号、旧住所静岡県藤枝市下藪田153番地の１　コーポＳ　Ｂ棟102号
債務者　永井　克明
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５号
東京都八王子市西寺方町233有限会社森住建設内、住民票上の住所東京都八王子市大楽寺町272番地13
債務者　尾又　博
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２号
東京都昭島市武蔵野２丁目２番14―201号
債務者　三好　唯
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
東京都狛江市中和泉５―34―11中和泉グリーンハイツ101、住民票上の住所東京都調布市菊野台３丁目37番地５本多コーポ２Ｄ
債務者　八田　克彦
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７６号
静岡市清水区興津東町1210番地の８　市営住宅　興津西団地　109
債務者　長澤　真子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３８号
東京都文京区西片２丁目16―25―202
債務者　高山　尚樹
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６８号
東京都葛飾区奥戸６丁目６－９―203
債務者　武田　義彦
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９号
東京都墨田区菊川２丁目６―10―203
債務者　安藤　　武
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７６号
東京都江戸川区平井１丁目５―18―103
債務者　安藤　三顕
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部